

随意契約理由書

件名	児童福祉関連複合施設大規模改修電気設備追加工事
契約の相手方	西田電気株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
随意契約理由	<p>本工事は、児童福祉関連複合施設の1階に入居する別途施設部分をスケルトン工事で引き渡すため、電灯幹線や動力幹線等の追加工事を行うものです。</p> <p>本工事にあたっては、児童福祉関連複合施設の電気設備との兼合いや整合性の確保が不可欠であることや、スケルトン工事部分については本年9月末までに別途事業者を引き渡しを行う必要があることから、現に契約履行中の児童福祉関連複合施設大規模改修電気設備工事の受注者に履行させることで、円滑かつ適切な施工、工期の短縮、経費の節減が確保できることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備考	